

## 淀川水系流域委員会 第 19 回委員会 結果概要

03.4.18 庶務作成

開催日時：2003 年 3 月 27 日（木） 18：10～19：40

場 所：国立京都国際会館 アネックスホール 1

参加者数：委員 41 名、オブザーバー 1 名、河川管理者 18 名、一般傍聴者 113 名

### 1 決定事項

- ・寺西俊一氏（環境経済学）、田村悦一氏（行政法）の委員追加、有馬委員の住民参加部会への所属、長田委員からの「諸事情により委員を辞任したい」旨の申し出がそれぞれ承認された。
- ・4月21日の第20回委員会において、テーマ別部会からとりまとめを報告頂く予定だったが、同委員会でダムの見直し等を含めた資料の提示が予定されているため、テーマ別部会は4月21日以降も引き続き、2、3回（1、2ヶ月）開催する。

### 2 審議の概要

#### 委員追加等の承認

資料4に基づいて、委員追加等の承認が行われ、決定事項の通りとなった。

#### 第18回委員会以降の状況報告

資料1「委員会および各部会の状況（提言とりまとめ以降）」をもとに、委員会や各部会の活動状況の報告が庶務より行われた。

#### 淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

テーマ別部長より本日の部会での議論内容について報告が行われ、その後、意見交換が行われた。各部会からの報告、主な意見は「3 主な意見交換」を参照。

#### 一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から、「現在、構想されている臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権の大阪府営水道へ転用が進めば、大阪府が丹生ダム等による水資源開発に参画する必要性がなくなる。また、阪神水道についても然りである」との発言があった。

### 3 主な意見交換

淀川水系河川整備計画策定に向けての説明資料（第1稿）に関する意見交換

テーマ別部会長より本日の部会での議論内容について報告が行われ、その後、意見交換が行われた。

#### <テーマ別部会からの報告>

##### ・利水部会

水需要管理の具体化に重点を置いて意見交換を行った。水需要管理のスタンスとして、淀川流域の水需要は抑制すべきその目標は設定可能か、環境流量、水需要管理の実施主体と河川管理者としてできること、水需要の精査・確認の中味等について意見交換が行われた。

##### ・治水部会

治水の理念転換に関して、委員と河川管理者で意見交換が行われた。主な意見として、超過洪水の概要についての意見や、従来は治水に影響がない範囲で環境を配慮してきたが、今後は、環境と治水を同時に満足させることが重要、地域特性に応じた治水安全度の確保については地域の状況等を考慮して検討していく必要がある等の意見が出された。また、理念については委員会と河川管理者とがほぼ同じ考えに立っていることが確認された。

##### ・住民参加部会

計画策定、推進に関する説明資料の内容について、意見交換が行われた。主な意見として、河川レンジャーの目的の検討や誤解を生まないような名称、その活動拠点となる流域センターがうまく機能するような拠点づくりを行うべき等の意見が出された。その後、住民参加に関する提言作成についての意見交換が行われた。

##### ・環境・利用部会

環境利用部会では、自然環境、水質、利用の3つの班に分かれて検討を行いその結果を持ち寄って全体として意見交換を行った。各班ではリーダーが示した説明資料の論点に基づいて、意見交換が行われた。各班とも理念転換などの面で提言と説明資料に齟齬はないかとの観点から議論がすすめられた。自然環境班では、人間は川が川をつくる手助けをするという視点が欠けている等の意見が、水質班では河川管理者独自の水質基準が望まれる等の意見が、利用班では「河川利用委員会（仮称）」のあり方等の意見が出された。

#### <水需要管理、他との連携に関する主な意見>

- ・利水部会では、水需要量について何らかのデータを提出してもらうよう要望することだが、どのような形で提出してもらうのか。単なる資料提出の場合、信頼性の高いデータが収集できるか疑問である。しかし、実際に計測するとなれば、費用の問題も出てくるだろう。

工業用水の内訳や転用については、すでに資料を提出頂いており、今後、農業用水や上水道の水利権量と取水量に関して、現状把握されているデータを用意して頂けると思っている。上水道や地下水の使用量については、期別で河川の縦断方向に整理された資料など、今把握されているか、収集可能なデータをできる範囲内で早く提出して頂くようお願いしている。（利水部会長）

特に、各ダムにおける水需要の精査・確認をできるだけ早い段階に行って頂き、その内容をきちんと検討しなければならないと考えている。

- ・農業用水路には、様々な生物が生存しており、地域用水として住民に親しまれている。現在、非かんがい期には水量をカットせざるを得ない状況にあるが、河川水に余裕がある場合には、地域用水や環境用水を配慮した水の配分について、部会で検討して頂きたい。

地域用水を水需要管理の中でどこまで扱うことができるのか、これから具体的に議論をしていかなければならないことだと思っている。（利水部会長）

- ・水需要管理の考え方や方向性は非常によくまとめられているが、実際に具体化していく場合には、河川管理者の権限外の分野にまで範囲が及ぶだろう。農業用水や工業用水など、従来のやり方の延長線では扱うことの難しい分野をどう具体化していくのか、利水部会での議論を教えて頂きたい。

利水部会では、国土交通省だけではできないことも含めて議論しておくべきだというスタンスで審議を進めている。特に、水需要管理の主体は誰なのかといった問題については、国と自治体で連携して進めていくことが重要であり、これまで水の供給管理を行ってきた河川管理者はコーディネーターの役割を担っていくべきだといった議論が行われた。（利水部会長）

水需要の精査・確認や工業用水の用途間転用の調整は河川管理者が行えることだが、水需要の抑制を直接行うことは難しい。このため、説明資料(第1稿)では、「渇水調整会議を、水利用に関する情報交換や水需要抑制についての具体的方策を協議できる組織への改正の調整」を行うとしている。（河川管理者）

水質についても流域全体で対応していかなければならないことだが、現在の河川管理者の権限は河川の中だけに限られており、対応には限界があるため、自治体、関係省庁、住民代表から構成される琵琶湖・淀川流域水質管理協議会（仮称）を設立して、水質問題に取り組んでいく。（河川管理者）

水需要管理を直接的に実施していくのは、水道事業者や農業水利団体だろう。しかし、例えば、十分な水利権が確保されている場合には、上水道を供給している公営企業には水需要を抑制する経済的なインセンティブは働かない。特に、十分な水利権が確保されている淀川下流域では、上水道事業者が水需要を抑制することはないだろう。こういった実態の中で、河川管理者は一步踏み込んで考えるべき。もっとできることはあると思う。

- ・統合的な流域管理において、河川管理者の権限外の問題をどう扱うべきか、委員会からも具体的に提言すべきだ。方向としては2つあり、関係省庁間の協定や覚書などの形で進める場合と住民をクッションにして進める場合がある。現行法の枠内でできることはたくさんある。

#### <水質に関する主な意見>

- ・提言にある総合的な流域の水質管理のシステムを作る際に、総負荷量を管理するという考え方は非常に大事だが、減らすための政策手段（例えば、汚染負荷金をとる等の経済的仕掛け）を考える必要がある。

< 今後の進め方に関する主な意見 >

- ・今日の部会では特に提言の理念と説明資料(第1稿)の関係について議論され、「不足している」という意見も出たが、河川管理者はどのように受け取られたのか。

今日の議論では、「不足している」「違っている」「まだ議論に入れない」などの指摘があった。それに対して、「ここに示しています」「今後、修正を検討します」などの返答をした。利水については、まず既存のデータの提示をして議論頂くことになる。対応は指摘の内容によって異なると思っている。(河川管理者)

- ・前回の委員会で提出されている宇治川の工事に関連した質問について、河川管理者より十分な回答を頂いていない。工事の経緯や現状について説明いただきたい。

工事の経緯や現状については、今は時間がないため、後ほど直接説明させて頂きたい。他にも質問のある委員がいれば、言ってほしい。(河川管理者)

- ・委員会として、説明資料(第1稿)だけではなく、具体的な整備内容シート(第1稿)についても意見を言うのか。各部会でバラバラになっているため、あらかじめ合意しておいた方がよいのではないか。

今後の委員会では、説明資料(第1稿)の内容だけではなく、具体的な整備内容シート(第1稿)も用いて議論してはどうか。

部会の判断に任せたい。(委員長)

- ・提言の内容、論点、説明資料(第1稿)の内容が整理された資料であれば、議論がしやすくなるのではないか。

< 整備計画で使用される用語について >

- ・この計画を世間に出していく時には、研究者的な言葉や行政管理的な言葉ではなく、子どもたちにもわかるくらいの言葉を使うべきだ。例えば、「水需要管理」は「水の節約社会づくり」に、「洪水被害ポテンシャルの低減化」は「洪水に強い地域社会づくり」にするといった工夫が必要だ。

一般傍聴者からの意見聴取

一般傍聴者1名から発言があった。

- ・現在、構想されている臨海工業用水道と大阪府営工業用水道の水利権の大阪府営水道へ転用が進めば、大阪府が丹生ダム等による水資源開発に参画する必要性がなくなる。また、阪神水道についても然りである。

以上

説明および発言内容は、随時変更する可能性があります。議事内容の詳細については、「議事録」をご覧ください。最新の結果概要および議事録はホームページに掲載しております。